

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第46号

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正する条例

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。